代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、[　] 内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者等（法第110条第２項第２号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第９号（第50条の46関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

業務に関する報告書

第　　期　（年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

金融庁長官　　殿
農林水産大臣　殿

提出者　　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　—
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名　　印

目　　次

１～13　（略）

（記載上の注意）

１　法第120条第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第120条第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

２　（略）

１～４　（略）

５　役員の氏名等

（略）

（記載上の注意）

１　法第120条第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第120条第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しく名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

２～４　（略）

子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、[　] 内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含むか否か（含む場合は「含」、含まない場合は「否」）を記載すること。

3　「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者等（法第121条の５の２第２項第２号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

別紙様式第９号（第50条の46関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日提出

業務に関する報告書

第　　期　（年　　月　　日から　年　　月　　日まで）

金融庁長官　　殿
農林水産大臣　殿

提出者　　（郵便番号　　）
所在地
電話番号（　　）　　—
商号又は名称
代表者又は管理人の役職氏名　　印

目　　次

１～13　（略）

（記載上の注意）

１　法第121条の８第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第121条の８第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、代表者又は管理人の婚姻前の氏名を当該代表者又は管理人の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該代表者又は管理人の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「代表者又は管理人の役職氏名」欄に当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該代表者若しくは管理人の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

２　（略）

１～４　（略）

５　役員の氏名等

（略）

（記載上の注意）

１　法第121条の８第１項において準用する銀行法第52条の63第１項の指定申請書又は法第121条の８第１項において準用する銀行法第52条の78第１項の規定による届出書において、役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて記載して主務大臣に提出している場合には、その後に当該役員の氏名のみを記載した当該届出書を主務大臣に提出するまでの間は、「氏名又は商号若しく名称」欄に当該役員の婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該役員の婚姻前の氏名のみを記載することができる。

２～４　（略）